

## 子ども・子育て支援新制度に関するQ&A

質問内容	回答
<b>認定こども園・小規模保育の情報提供について</b>	
新たに設置される認定こども園や小規模保育については市政だより等でお知らせされますか。また、新制度に移行する民間幼稚園はいつ頃分かりますか。	新たに設置される認定こども園と小規模保育園については10月1日号の市政だよりやホームページでお知らせする予定です。また、新制度に移行する民間幼稚園についても確定次第、ホームページ等でお知らせいたします。
<b>認定こども園について</b>	
認定こども園は学校教育と保育を統一して提供すると言っていますが、幼稚園、保育所と認定こども園では具体的に保育にどんな違いがありますか。	幼保連携型認定こども園では、新たに国が定める「幼保連携型認定こども園教育保育要領」をもとに各園で教育保育内容を設定します。「幼保連携型認定こども園教育保育要領」については、現行の保育内容の基準となる「保育指針」と学校教育の基準となる「教育課程」の内容が基本となっています。
東大阪市で公立の認定こども園をつくる予定はありますか。	公立の幼稚園・保育所は平成27年4からは「幼稚園」「保育所」として施設型給付に移行します。したがって、公立の認定こども園については27年度の実施はありません。今後の予定については現在、検討中です。
認定こども園は新設されるのか、現状の施設が移行するのどちらでしょうか。	既存の幼稚園が保育所部分を新設するケース、既存の幼稚園部分で認定こども園を運営するケース、既存の保育園が1号認定定員を設定するケースなどが考えられます。
民間幼稚園以外は認定こども園になりますか。	公民の幼稚園、保育所の中で、今後、認定こども園になる可能性があります。
認定こども園は年齢ごとにクラスが分かりますか。	基本は年齢ごとのクラス編成となりますが、園によっては異年齢のグループ保育も可能になります。
民間保育園は無認可保育園も含めてすべて認定こども園となりますか。	民間保育園について、認可の保育園については認定こども園に移行する場合、市の認可を受けます。認可外の保育園については認定こども園にはなりません。
認定こども園の募集人数は毎年変わりますか。	園の各年齢ごとの受け入れ状況により変わります。
既存の認可外保育園が、認可保育園や認定こども園になりますか。	現在のところ予定はありません。
27年度から現在ある園が認定こども園になるだけで、全体として募集人数が増えないのでしょうか。	既存の民間幼稚園が保育所部分を新たに設置し、3歳未満児を保育する場合、新規の募集枠が設定される見込みです。
今でも定員ぎりぎりの幼稚園が認定こども園になることによって、入園が難しくなることもありますか。	定員以上の申込があることも想定されます。
保育所が認定こども園に移行する利点は何ですか。	既存の保育所が新たに認定こども園になり、1号認定の定員を設定した場合、保育の必要性がない方でも利用が可能となります。
保育園が全て認定こども園という名称になるわけではないのですか。保育園か認定こども園かを選ぶ必要がありますか。	認定こども園については施設側からの申請により、市が定める基準を満たすことで認可されます。
保育園と幼稚園は全然、保育の仕方が違うと思いますが、働く親の子どもや親のケアが幼稚園から移行する認定こども園できるのでしょうか。また、子どもの認定区分により、預ける時間に差があっても同じように保育ができるのでしょうか。	幼稚園からの認定こども園の移行する場合は、市の基準に基づき、適正な保育体制をとることが必要となります。
認可保育園は園庭や先生の数等、細かい審査基準がありますが、認定こども園はどのような基準を設けるのでしょうか。	「東大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」により、認可保育所同等の、職員配置、面積、設備が必要となります。
認定こども園の中で教育標準時間と保育時間は同じ園内で行いますか。同じ園内の場合先生は幼稚園の先生が保育まで行いますか、もしくは保育士が教育を行いますか。	幼保連携型認定こども園の場合、教育・保育ともに同じ園で行います。そこで行う教育・保育については、「保育教諭」という幼稚園教諭と保育士資格を持った職員が従事します。
1号・2号の認定の子どもは同じ部屋で保育されますか。	認定こども園については、教育標準時間(4時間)内は同じクラスで教育を受けます。
認定こども園での給食はどうなりますか。	幼保連携型認定こども園では、各園の食育計画に基づき食事の提供が行われます。原則、自園での調理が必要となりますが、既存の幼稚園から認定こども園に移行する場合、3歳以上の給食に関して外部に委託することも可能になります。

## 支給認定について

保育の必要性の事由について、求職活動中の場合は、活動の証明が必要でしょうか。	求職活動については、実際にハローワークに通ったり、企業の面接に行くなどの実績が必要となります。
支給認定の就労時間について、通勤時間は考慮されますか。	支給認定の就労要件に通勤時間は考慮されません。
保育園の一時預かりを利用する場合にも支給認定証は必要ですか。	一時保育の利用には支給認定証は必要ありません。
1号認定について、内定後、東大阪で審査とありますが、審査結果で内定が取り消されることはありますか。	1号認定については審査を行います。基本事項(住所、名前、年齢等)の確認になりますので、認定申請があればすべて認定する予定です。
支給認定区分において「妊娠・出産」の出産後間がない、とはどの程度の期間ですか。	産後8週間になります。
育休・産休についてはどの区分に入りますか。	すでに在園している児童がいる場合は、「育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること」に該当します。
0歳児・3歳児の兄弟がいる場合は2号・3号の手続きが必要となりますか。	支給認定については、児童ごとに申請していただく必要があります。
支給認定証の申込書の記載内容はどんなものになりますか。	支給認定の申請書の記載事項については下記の内容を予定しています。 1 申請を行う保護者の氏名、居住地、生年月日、連絡先 2 申請に係る小学校就学前子どもの氏名、生年月日及び保護者との続柄 3 保育の必要な認定を受けようとする場合にはその理由(就労、妊娠・出産、求職活動中等)
1～3号の支給認定証を支給する人数は決まっていますか。	支給認定については申請をもとに、1号から3号までの各要件に該当する場合、すべて認定されます。
2・3号の申請をした後に幼稚園を希望することが出来ますか。	希望することはできますが、最終的に幼稚園を利用される場合、1号認定の変更申請をしていただくこととなります。
保育標準時間と短時間の利用可能な時間について園で決まるのか、保護者の働く時間によって変わるのか教えてください。	支給認定保護者の就労時間など、保育の必要性の事由によって決まります。
保育の必要性について事由9(育休期間中)の場合、何か条件が必要になるか。育休期間中はずっと在園できますか。	育休中については、育児休業中に係るお子様が1歳に達した日が属する年度末までが有効期間とする予定です。
支給認定の申込は、26年度の保育所途中入所にも必要ですか。	26年度途中入所のために支給認定の申請は必要ありません。
延長保育を利用していますが、フルタイムなら11時間の保育は保障されますか。	現在、延長保育を利用されている方の中で、週の就労時間が30時間以上の場合、保育標準時間認定となりますので、11時間の利用時間となります。
1号認定を受けた子どもが、親の急な就労などによって、2号、3号認定が必要になった場合、どういった手続きが必要でしょうか。	1号認定より2号への変更申請が必要となります。この場合、就労証明など、「保育の必要性の事由」が確認できる書類が必要となります。
大阪市内など他市の認定こども園に入所した場合、東大阪市へ支給認定を申請しますか。また利用者負担は他市でも同じでしょうか。	東大阪市へ支給認定を申請していただけます。利用者負担は各自治体で定められます。
東大阪市内に保育所入所申請をし、かつ他市にも入所申請をしようとする場合、認定証の取扱はどうなりますか。	支給認定証は、支給認定保護者の居住地の自治体で発行します。他市の保育所を希望される場合も、東大阪市内での受付となります(選考については、保育所が所在する自治体)ので、支給認定の手続きと同時に他市の保育所への申請も可能となります。
新制度に移行しない民間幼稚園の支給認定はどうなりますか。	新制度に移行しない民間幼稚園については支給認定は必要ありません。
現在、療育センターに通園中の3歳児について来年から認定こども園を希望していますが、保育の必要性として母親の就労等の要件以外も考慮されるのでしょうか。	保育の必要性については原則、保護者の就労等の要件で判定いたします。
現在、第1子が第3希望の自宅から遠い園に入所中で、現在、第2子を妊娠中(1月出産予定)ですが、来年度は2人とも自宅から一番近い保育園に入所させたいと考えています。その場合、第1子も新規入園として支給認定手続きをするのでしょうか。	現在、在園されている方が、転園を希望する場合、新たに支給認定手続きと同時に入所申込をしていただく必要があります。

支給認定証の現況届は1号認定を受けている子どもについても必要なのでしょうか。	1号認定の方については、毎年の現況届は必要ありませんが、支給認定証の内容に変更がある場合は変更申請していただく必要があります。
今年は、内定と同時に認定証を配布することになっているが、複数園応募し、両方とも内定した場合、片方の認定証の扱いはどうなりますか。	1号認定の支給認定手続きについては、内定後、園を通じて行っていただきますが、最終的に希望される園で手続きしていただく予定です。
支給認定区分の事由で就労時間48時間の算出基準は。	就労時間の下限の設定については、現在の保育所の入所要件上、月48時間から64時間で設定している自治体が多いことから、新制度では、同様の基準が設けられています。
支給認定の区分の決定について審議会等に諮りますか。	支給認定については、市で設定する保育の必要性、保育の必要量に応じて決まります(審議会には諮りません)。
保育所在園で認定証の送付が4月以降とのことですが、利用時間8時間11時間の判定はいつ頃通知されるのでしょうか。	在園児の支給認定の結果については、3月から4月頃に発送する予定です。
有効期間は原則3年間とありますが、1歳で認定証を支給された場合、4歳で切れますが、その時は、また申請をするのでしょうか。	1歳で認定証を支給される場合は、3号認定(保育必要3歳未満)となりますが、この場合、満3歳になった時点で2号認定へ切り替えますが、この手続きについては簡易なものとなるようにする予定です。2号認定を受けた後は、認定変更する予定がない場合、保育の必要性の事由にもよりますが、概ね卒園までが有効期間となります。
<b>新年度の入所・入園手続きについて</b>	
平成27年度の申込用紙の配布は既に開始していますか。また、現在の申込書も利用できますか。	27年度の保育所の入所申請書については、新制度に合わせて改定し、入所申請が多くなる10月までには配布する予定です。現時点では、現行の申請書での申込も可能です。
保育所の支給認定手続は10月より開始予定とのことですが、平成27年度保育所入所希望の場合、10月になってから申込をした方がいいのでしょうか。また、10月になる前に申込した場合、どうなりますか。	10月より前でも入所申し込みは可能ですが、支給認定申請の受付が10月からとなりますので、10月以降にお申し送りいただく方が手続きが簡単になります。ただし、0歳児以外の申込の締切りが10月末までになりますので、ご注意ください。申込先は福祉事務所子育て支援係及び子ども・子育て新制度準備課になります。
保育所の申込について、第4希望まで入所できない場合、2月1日以降に認定こども園の入園を申込することはできますか。	1歳児以上のお子様について、認定こども園の2号3号認定(保育の必要あり)利用を希望される場合、東大阪市で利用調整を行い、平成27年2月1日に決定する予定です。当該時点で定員に空きがあれば、認定こども園、保育所の入園申込は可能です。
27年度の入所申込をしているが、新たに申込が必要ですか。	すでに27年度の保育所入所申込をされている方については、再度、入所申込していただく必要はありません。ただし、支給認定については申請が必要となりますので、対象の方にはご案内させていただきます。
現在求職中で前職から紹介されている場合は今すぐ申し込みして入所できますか。	就職先が確定している場合であってもすぐに入所できるわけではありません。
0歳児の保育所を希望している場合、支給認定手続きも子どもが生まれてから、子どもと一緒に福祉事務所に申込に行かないといけないのでしょうか。何か事前にできる手続き等がありますか。	支給認定および入所申込については、全てお子様が生まれてからの手続きとなります。
来年度、保育所に入所できなかった場合、年度の途中で、利用申込ができますか。また、認定こども園、小規模保育の申込はどうすれば良いのでしょうか。	保育所の場合、年度途中での申込も可能です。認定こども園や小規模保育の新規の申込については、10月1日号の市政だより等でお知らせする予定です。

## 入所判定について

入所判定の点数制はいつごろ正式なものができますか。	新しい選考基準案については、10月頃には決定し、公表させていただく予定です。
保育の必要な事由について、就労時間が長い世帯が、短い世帯よりも選考基準上、優先されますか。	就労時間の長い方のほうが入所選考で上位になる予定です。
入所選考基準について、同順位の場合、どのように入所決定がされるのでしょうか。	家庭状況等を考慮し、総合的に判断します。例えば、基礎点の高さや、選考する園での希望順位の高さ等が判断材料となる予定です。
公立幼稚園の選考方法を教えてください。	27年度の入園の公立幼稚園の選考については、定員を超える申込があった場合、抽選となります。
新制度でのポイント制について、ポイント制でポイントが決定され異議のある場合は再度選考基準の見直しを求めることは可能ですか。	入所選考の結果についてはこれまで通り不服申立をすることができますが、選考基準が変わることはありません。
入所選考についてポイント制に移行後、自身のポイントについて通知していただけるのでしょうか。	入所判定の結果通知にポイントを記載する予定です。
支給認定区分の中で「保育標準時間」と「保育短時間」の2種類の取扱になりますが、標準時間(＝フルタイム勤務)世帯の方が多く入園・入所すると、これから求職活動する方はまだまだ待機することになると思います。そこで、入園、入所について標準時間枠と短時間枠のように分けて募集はしていただけますか。	現在のところ、標準時間枠と短時間枠に分けて募集する予定はありません。

## 保育料について

公立・私立の幼稚園は一律の月額利用料になるということみたいですが、入園料や準備に係る費用も一律になりますか。	新制度の利用料について、基本となる保育料については、国の基準をもとに東大阪市が定める金額となります。この場合、原則として入園料は含まれます。ただし、園によっては、それ以外の実費(教材費など)を徴収することもあります。こちらについては、各園で料金を設定します。
認定こども園では保育料以外に保護者の負担が増える可能性はありますか。	その他費用として、例えば、1号認定(教育標準時間利用)の方が預かり保育を利用された場合の利用料などがあります。
保育料の2人目半額、3人目無料については新制度後も適用されますか。	第2子半額、第3子無料については、現行の保育所保育料と同じく設定される見込みです。
公立幼稚園も私立幼稚園も新制度に移行する幼稚園ならば保育料は同じになりますか。	新制度に移行する施設については、幼稚園も保育所も認定こども園も、公私ともに、国が定める基準を限度に東大阪市で定める保育料になります。各世帯の保育料は、各認定区分(1から3号)と各世帯の所得に応じて決まります。
民間幼稚園は園によって保育料が違いますが、認定こども園は同一になるのでしょうか。	
保育料は年収に応じて変わりますか。	
市立幼稚園の在園児は27年度から保育料が上がりますか。また、同じクラスでも保育料が異なりますか。	公立幼稚園については、新制度後、所得に応じた保育料の設定となります。在園児の保育料を据え置く経過措置については、現在、東大阪市の子育て会議にて、検討しています。
公立幼稚園の保育料があがるのはなぜでしょうか。実質の値上げになると公立私立の区別は必要なくなるのではないのでしょうか。	幼稚園の保育料については、以前より公私間の格差が議論されてきました。新制度での幼稚園の保育料については、利用者負担の公平性の観点により、公私で同水準に設定させていただく予定にしています。
公立幼稚園の入園で、就園奨励費を受けられますか	公立幼稚園については、新制度後、所得に応じた保育料の設定となるため、就園奨励費はなくなる予定です。
私立幼稚園の就園奨励費は継続して支給されますか。	民間幼稚園の就園奨励費について、新制度に移行する園については、所得に応じた保育料の設定となるため、支給されませんが、新制度に移行しない幼稚園については、引き続き支給される予定です。
東大阪市の保育料はいつ頃決定されますか。	新制度の利用料については徴収根拠を条例化し、12月に開かれる予定の東大阪市議会で承認を得たあとに正式に決定されますが、入所の募集時には、一定の基準案をお知らせしたいと考えています。
保育料のひとり親に対する考慮はありますか。	考慮する予定です(内容については検討中です)。

保育認定の所得割課税額は月額でしょうか。	年額になります。
27年度の保育料は国基準の72.5%になりますか。	27年度の保育料は国基準の72.5%で設定する方向ですが、現在、東大阪市の子ども・子育て会議で議論中です。
小規模保育の保育料は市の基準になりますか。	お見込みのとおりです。
所得割課税額は世帯(夫婦)全員の収入によりますか。	お見込みのとおりです。
利用時間について	
新制度に移行する園の利用時間を教えてください。	利用時間については、1号認定の場合、4時間を標準とし、2号3号については、就労時間等により、標準時間利用(11時間)と短時間利用(8時間)に区分されます。
保育短時間利用の利用時間が8時間なら、勤務時間が13時から17時の場合、17時から18時までの延長保育料が毎日かかってくるのでしょうか。	保育が必要な2号、3号認定の利用時間と延長保育については現在、国の動向を踏まえて検討しているところです。
新制度に加入する幼稚園に入園する場合でも、その方は全て1号認定でしょうか(週5日、30時間働いております)。1号認定になるとやはり延長保育料がかかるということでしょうか。	新制度に移行する幼稚園を利用される方については1号認定となります。教育標準時間(4時間程度)以降については預かり保育となり、各園で利用料がかかります。
パート(9時から17時)で週3回勤務の場合、休みの日も預けることができますか。	施設の開所日での開所時間内において、短時間利用で預けることは可能となります。
小規模保育について	
小規模保育の面積、人員等の質の基準はどのように定められていますか。	27年度に実施する小規模保育については、現在の認可保育所と同等の基準が必要となります。また、小規模保育施設には卒園後の連携施設(幼稚園、保育所、認定こども園)の設定が必須となり、卒園後は各連携施設に入園が可能となります。ただし、連携施設と異なる園を希望される場合は、他に希望されている方との利用調整になります。
小規模保育を卒園した場合、その後、保育所等に入園できますか。	
園庭がなかったり、ビルの一室でも小規模保育は認定されますか。	賃貸物件でも小規模保育の実施は可能となります。園庭がない場合は代替措置をとる必要があります。
小規模保育の保育士は資格が必要となりますか。	27年度に実施する小規模保育については、すべて保育士資格が必要となります。
小規模保育の場合も申込の仕方は保育園と同じでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、募集時期については10月1日号の市政だより等でお知らせする予定です。
保育内容について	
保育環境は新制度後、大きく異なりますか。	大きく変わることはありません。保育所についてはこれまでどおり保育指針に基づいた保育が行われます。
幼稚園の教育内容は変わりますか。	既存の幼稚園が新制度に移行することで教育内容が大きく変わることはありません。
現行の保育所の質が下がることはありませんか。	既存の保育所の保育の質より下がることはありません。
市内の公立幼稚園は今までどおり2年保育でしょうか。	2年保育になります。
(認定こども園の場合)同じ保育施設に1号認定者と2号認定者がいると思いますが、登園と降園時間がそれぞれ異なることで、保育の質は確保されるのでしょうか。	開所時間の中で、どのように保育時間を設定し、どのような教育、保育内容にするかは各園で設定されることとなりますが、市の基準に基づき、適正な保育体制をとることが必要となります。
運動会や遠足等の園の行事はどうなりますか。	新制度においても園の行事の内容、時期については各園で設定されます。
待機児童解消について	
新制度になることで待機児童をどう解消していく予定ですか。	待機児童については、「東大阪市子ども・子育て支援事業計画」の中で5年以内に早期の解消を計っていきたいと考えています。

## 地域子育て支援事業について

保育園の一時保育についても制度・利用料金は変わりますか。	保育園の一時保育について、制度自体は大きくは変わりませんが、利用料金等については現在検討中です。また、地域子育て支援事業の中で、さらに充足を図りたいと考えています。
一時預かりは当日でも利用可能になりますか。	
病児保育は増えますか。	病児保育のニーズについても地域子育て支援事業の中で、充足させていきたいと考えております。
<b>その他</b>	
幼稚園側が制度を導入する時期を決めていますか。	公立幼稚園についてはすべて新制度に移行しますが、民間幼稚園については、移行時期は各園の判断となります。
今後の質問はどこにすればいいでしょうか。	東大阪市子ども・子育て新制度準備課および各福祉事務所子育て支援係までお問い合わせください。
公立保育所に入所しているが保育士の免許を持っていない人でも保育ができるとなっていますが市でも考えていますか。	認可保育所に関しては保育士資格が必要となります。
現在、保育所に在園している子どもは、新制度後も同じ園に入れますか。	在園児の方については、新制度後も継続して保育が可能となる予定です。
現在、保育所に在園しているが認定方法が変わると辞めさせられることはないでしょうか。	在園児の方については、支給認定により、すぐに退所になるような取扱はいたしません。
私立幼稚園は、現在2歳児も募集している園があるが、新制度が導入されると2歳児の募集はなくなりますか。	民間幼稚園の2歳児の取扱については、各園での判断となります。
現在、認可外保育所に行っている場合、新制度でかわることはありますか。	基本的には変わりません。ただし今後、小規模保育施設の認可をとる場合は新制度の適用となります。
認可外保育は、今まで通りの入所手続きになりますか。	これまで通り、各園へ直接、お申し込いただけます。
現行の保育園は、新制度になったことで募集人数の変更はありますか。	現行の保育園の定員については変わりません。
預かり時間の延長の記載はあるが、早朝預かりの発想はありますか。	保育園については、7時から開園している園もあります。
現在、育児休業取得中で、平成27年度の保育所入所申込をする予定です。新制度について決まっていないことがあまりに多すぎるが、10月までに全て決まりますか。	支給認定や入所選考基準については10月までに決定する予定です。利用料については徴収根拠を条例化し、12月に開かれる予定の東大阪市議会で承認を得たあとに正式に決定されますが、入所の募集時には、一定の基準案を示したいと考えています。
今、保育所で来年から1号認定の子どもを受け入れるところもありますか。	保育所での1号認定の受け入れはありません。